行政サービス実施コスト計算書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ業務費用			
⑴損益計算書上の費用			
経常費用			
引当金繰入			
貸倒引当金繰入	43,137,109		
求償権償却引当金繰入	165,805,405	208,942,514	
一般管理費			
役員報酬	19,022,135		
職員給与	97,793,275		
法定福利費	20,363,550		
旅費交通費	7,686,001		
電算関係費	3,502,820		
業務諸費	35,190,214		
公租公課	908,837		
支払手数料	76,992		
賞与引当金繰入	9,818,304		
退職給付引当金繰入	9,408,200		
減価償却費	2,557,404	206,327,732	
貸倒損失			
貸倒損失	9,176,072		
求償権償却損失	42,327,700	51,503,772	
財務費用			
支払利息	67,953	67,953	
臨時損失			
固定資産除却損		34,026	
⑵（控除）自己収入等			
経常収益			
貸付金利息収入		△ 97,660,272	
保証料収入		△ 54,149,956	
延滞保証料収入		△ 29,809	
損害金収入		△ 5,287,350	
責任共有負担金収入		△ 3,817,000	
引当金戻入			
保証債務損失引当金戻入	△ 82,544,327	△ 82,544,327	
財務収益			
受取利息	△ 1,801,240		
有価証券利息	△ 21,180,684	△ 22,981,924	
償却貸付金取立益		△ 1,950,000	
償却求償権取立益		△ 15,321,026	
雑益		△ 483,013	
業務費用合計			182,651,320
Ⅱ機会費用			
政府出資等の機会費用			0
Ⅲ行政サービス実施コスト			182,651,320

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第40号

平成28年11月21日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成28年12月９日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第Ｂ164号
２．名称　矢崎エナジーシステム株式会社
３．住所　東京都港区三田１丁目４番28号
４．特定計量器の種類　タクシーメーター

１．承認番号　第Ｄ1619号
２．名称　大和製衡株式会社
３．住所　兵庫県明石市茶園場町５番22号
４．特定計量器の種類　非自動はかり

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第41号

平成28年11月22日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成28年12月９日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第Ｂ165号
２．名称　二葉計器株式会社
３．住所　大阪府大阪市西区北堀江３丁目11番13号
４．特定計量器の種類　タクシーメーター

１．承認番号　第Ｂ166号
２．名称　二葉計器株式会社
３．住所　大阪府大阪市西区北堀江３丁目11番13号
４．特定計量器の種類　タクシーメーター

１．承認番号　第Ｂ167号
２．名称　岡部メーター製造株式会社
３．住所　大阪市生野区巽中２丁目24番６号
４．特定計量器の種類　タクシーメーター

首都高速道路工事一部完了公告

首都高速道路株式会社において実施中の首都高速道路の工事が下記のとおりその一部を完了しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成28年12月９日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕

記

１　路線名　横浜市道高速横浜環状北線
２　工事の区間　横浜市都筑区川向町から同市鶴見区生麦二丁目まで
３　工事の種類　新設工事
４　工事完了の日　平成28年12月11日

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年12月９日　　長野県教育委員会

１　失効した免許状
⑴　本籍地、氏名　長野県、清水　玄理
⑵　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日
ア　中学校教諭一種免許状（数学）、平23中一第56号、平成24年３月31日
イ　高等学校教諭一種免許状（数学）、平23高一第101号、平成24年３月31日
⑶　授与権者　長野県教育委員会
２　失効年月日　平成28年10月26日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当